

システム利用規程 新旧対照表

[illegible]

システム利用規程 新旧対照表

改正後			改正前		
	改正	令和3年3月11日業務関連規程第1号		改正	令和3年3月11日業務関連規程第1号
	改正	令和3年3月30日業務関連規程第2号		改正	令和3年3月30日業務関連規程第2号
	改正	令和3年6月23日業務関連規程第3号		改正	令和3年6月23日業務関連規程第3号
	改正	令和3年11月30日業務関連規程第4号		改正	令和3年11月30日業務関連規程第4号
	改正	令和4年3月25日業務関連規程第1号		改正	令和4年3月25日業務関連規程第1号
	改正	令和4年6月8日業務関連規程第2号		改正	令和4年6月8日業務関連規程第2号
	改正	令和4年9月27日業務関連規程第3号		改正	令和4年9月27日業務関連規程第3号
	改正	令和4年11月18日業務関連規程第4号		改正	令和4年11月18日業務関連規程第4号
	改正	令和4年12月26日業務関連規程第5号		改正	令和4年12月26日業務関連規程第5号
	改正	令和5年1月18日業務関連規程第1号		改正	令和5年1月18日業務関連規程第1号
	改正	令和5年3月8日業務関連規程第2号		改正	令和5年3月8日業務関連規程第2号
	改正	令和5年4月1日業務関連規程第3号		改正	令和5年4月1日業務関連規程第3号
	改正	令和5年4月28日業務関連規程第4号		改正	令和5年4月28日業務関連規程第4号
	改正	令和5年6月19日業務関連規程第5号		改正	令和5年6月19日業務関連規程第5号
	改正	令和5年8月9日業務関連規程第6号		改正	令和5年8月9日業務関連規程第6号
	改正	令和6年1月12日業務関連規程第1号		改正	令和6年1月12日業務関連規程第1号
	改正	令和6年3月25日業務関連規程第2号		改正	令和6年3月25日業務関連規程第2号
	改正	令和6年8月22日業務関連規程第3号		改正	令和6年8月22日業務関連規程第3号
	改正	令和6年12月11日業務関連規程第4号		改正	令和6年12月11日業務関連規程第4号
	改正	令和7年4月1日業務関連規程第1号		改正	令和7年4月1日業務関連規程第1号
	改正	令和7年4月1日業務関連規程第2号		改正	令和7年4月1日業務関連規程第2号
	改正	令和7年7月1日業務関連規程第3号		改正	令和7年7月1日業務関連規程第3号
	改正	令和7年7月3日業務関連規程第4号		改正	令和7年7月3日業務関連規程第4号
	改正	令和8年1月5日業務関連規程第1号		改正	令和8年1月5日業務関連規程第1号
	改正	令和8年4月1日業務関連規程第2号		改正	令和8年4月1日業務関連規程第2号
	改正	令和8年6月1日業務関連規程第3号		改正	令和8年6月1日業務関連規程第3号
	改正	令和8年9月16日業務関連規程第4号		改正	令和8年9月16日業務関連規程第4号
	改正	令和8年9月29日業務関連規程第5号			【追加】
【省略】			【省略】		
(定義)			(定義)		
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。			第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。		
(1) ～ (19) 【省略】			(1) ～ (19) 【省略】		
(20) ヘルプデスク システム利用契約者からの障害発生時の連絡及び各種の問い合わせ等に対応するため会社が設置する相談窓口をいう。			(20) ヘルプデスク システム利用契約者からの障害発生時の連絡及び各種の問い合わせ等に対応するため会社が設置する相談窓口をいう。		
(21) ～ (30) 【省略】			(21) ～ (30) 【省略】		
(31) カスタマーハラスメント ヘルプデスクの職務に関し、システム利用契約者による言動であって、ヘルプデスク業務の性質その他事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えるものにより、ヘルプデスクに精神的又は身体的苦痛を与え、その人格又は尊厳を害し、ヘルプデ			(31) カスタマーハラスメント システム利用契約者からの言動のうち、問合せ内容の妥当性を欠くもの又は問合せの要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、問合せ等に係る就業環境が害されるおそれのある行為をいう。		

システム利用規程 新旧対照表

改正後	改正前																																																																																																																																																																																																																																																																				
スクの勤務環境を害することをいう。 (システム利用契約者となりうる者の区分等) 第3条 システム利用契約者となりうる者の区分は、次に掲げるとおりとする。 (1) ～ (16) 【省略】 (17) 別表1 (備考) に規定する汎用申請業務を行う者 【省略】 附 則 (令和8年9月29日業務関連規程第5号) この規程は、令和8年10月1日から施行する。 【省略】 別表1 輸出入等関連業務 1. 法第2条第2号イ関連 <table><tr><td>項番</td><td>業務名</td><td>業務コード</td><td>税関</td><td>船会社</td><td>船舶代理店</td><td>CY</td><td>バンブール</td><td>保税蔵置場</td><td>通関業</td><td>海貨業</td><td>NVOCC</td><td>航空会社</td><td>航空代理店</td><td>機用品業</td><td>混載業</td><td>輸出入者</td><td>納付受託者</td><td>汎用申請者</td><td>損害保険会社</td></tr><tr><td colspan="20">【省略】</td></tr><tr><td>4-1-47</td><td>汎用申請</td><td>HYS</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td colspan="20">【省略】</td></tr><tr><td>W2-1-11</td><td>汎用申請</td><td>HYS0W</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td colspan="20">【省略】</td></tr></table> (備考) 汎用申請業務一覧 <table><tr><td>申請手続種別</td><td>汎用申請手続名称</td></tr><tr><td colspan="2">【省略】</td></tr><tr><td>GBC</td><td>輸出許可後の再輸入手続 (定率令第54条の2第5項)</td></tr><tr><td>GBD</td><td>救援物資等輸入申告 (災害等発生時)</td></tr><tr><td>GBE</td><td>救援物資等輸出申告 (災害等発生時)</td></tr></table>	項番	業務名	業務コード	税関	船会社	船舶代理店	CY	バンブール	保税蔵置場	通関業	海貨業	NVOCC	航空会社	航空代理店	機用品業	混載業	輸出入者	納付受託者	汎用申請者	損害保険会社	【省略】																				4-1-47	汎用申請	HYS		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【省略】																				W2-1-11	汎用申請	HYS0W		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【省略】																				申請手続種別	汎用申請手続名称	【省略】		GBC	輸出許可後の再輸入手続 (定率令第54条の2第5項)	GBD	救援物資等輸入申告 (災害等発生時)	GBE	救援物資等輸出申告 (災害等発生時)	(システム利用契約者となりうる者の区分等) 第3条 システム利用契約者となりうる者の区分は、次に掲げるとおりとする。 (1) ～ (16) 【省略】 (17) 別表1 (備考) に規定する汎用申請業務を行う者 【省略】 【追加】 【省略】 別表1 輸出入等関連業務 1. 法第2条第2号イ関連 <table><tr><td>項番</td><td>業務名</td><td>業務コード</td><td>税関</td><td>船会社</td><td>船舶代理店</td><td>CY</td><td>バンブール</td><td>保税蔵置場</td><td>通関業</td><td>海貨業</td><td>NVOCC</td><td>航空会社</td><td>航空代理店</td><td>機用品業</td><td>混載業</td><td>輸出入者</td><td>納付受託者</td><td>汎用申請者</td><td>損害保険会社</td></tr><tr><td colspan="20">【省略】</td></tr><tr><td>4-1-47</td><td>汎用申請</td><td>HYS</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td colspan="20">【省略】</td></tr><tr><td>W2-1-11</td><td>汎用申請</td><td>HYS0W</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td colspan="20">【省略】</td></tr></table> (備考) 汎用申請業務一覧 <table><tr><td>申請手続種別</td><td>汎用申請手続名称</td></tr><tr><td colspan="2">【省略】</td></tr><tr><td>GBC</td><td>輸出許可後の再輸入手続 (定率令第54条の2第5項)</td></tr><tr><td>【追加】</td><td>【追加】</td></tr><tr><td>【追加】</td><td>【追加】</td></tr></table>	項番	業務名	業務コード	税関	船会社	船舶代理店	CY	バンブール	保税蔵置場	通関業	海貨業	NVOCC	航空会社	航空代理店	機用品業	混載業	輸出入者	納付受託者	汎用申請者	損害保険会社	【省略】																				4-1-47	汎用申請	HYS		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【省略】																				W2-1-11	汎用申請	HYS0W		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【省略】																				申請手続種別	汎用申請手続名称	【省略】		GBC	輸出許可後の再輸入手続 (定率令第54条の2第5項)	【追加】	【追加】	【追加】	【追加】
項番	業務名	業務コード	税関	船会社	船舶代理店	CY	バンブール	保税蔵置場	通関業	海貨業	NVOCC	航空会社	航空代理店	機用品業	混載業	輸出入者	納付受託者	汎用申請者	損害保険会社																																																																																																																																																																																																																																																		
【省略】																																																																																																																																																																																																																																																																					
4-1-47	汎用申請	HYS		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																		
【省略】																																																																																																																																																																																																																																																																					
W2-1-11	汎用申請	HYS0W		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																		
【省略】																																																																																																																																																																																																																																																																					
申請手続種別	汎用申請手続名称																																																																																																																																																																																																																																																																				
【省略】																																																																																																																																																																																																																																																																					
GBC	輸出許可後の再輸入手続 (定率令第54条の2第5項)																																																																																																																																																																																																																																																																				
GBD	救援物資等輸入申告 (災害等発生時)																																																																																																																																																																																																																																																																				
GBE	救援物資等輸出申告 (災害等発生時)																																																																																																																																																																																																																																																																				
項番	業務名	業務コード	税関	船会社	船舶代理店	CY	バンブール	保税蔵置場	通関業	海貨業	NVOCC	航空会社	航空代理店	機用品業	混載業	輸出入者	納付受託者	汎用申請者	損害保険会社																																																																																																																																																																																																																																																		
【省略】																																																																																																																																																																																																																																																																					
4-1-47	汎用申請	HYS		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																		
【省略】																																																																																																																																																																																																																																																																					
W2-1-11	汎用申請	HYS0W		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																		
【省略】																																																																																																																																																																																																																																																																					
申請手続種別	汎用申請手続名称																																																																																																																																																																																																																																																																				
【省略】																																																																																																																																																																																																																																																																					
GBC	輸出許可後の再輸入手続 (定率令第54条の2第5項)																																																																																																																																																																																																																																																																				
【追加】	【追加】																																																																																																																																																																																																																																																																				
【追加】	【追加】																																																																																																																																																																																																																																																																				

システム利用規程 新旧対照表

改正後		改正前	
GB1	経済産業大臣意見照会請求（輸出）	GB1	経済産業大臣意見照会請求（輸出）
【省略】		【省略】	